# [事案 29-3] 損害賠償請求

· 平成 29 年 10 月 1 日 和解成立

## <事案の概要>

個人年金保険料控除を受けられなかったことを理由に、同控除による還付金相当額の賠償等を求めて申立てのあったもの。

#### <申立人の主張>

平成 16 年 6 月に契約した個人年金保険について、個人年金保険料税制適格特約を付加していなかったため、平成 16 年から平成 28 年まで個人年金保険料控除を受けることができなかったが、以下等の理由により、平成 16 年から平成 28 年までの個人年金保険料控除による還付金相当額の損害賠償および慰謝料等を支払ってほしい。

- (1)契約時に、募集人から個人年金保険料税制適格特約の説明を受けていなかった。
- (2) 同特約を付加しないという選択は一般的ではないし、あえて付加しない理由がない。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)契約時に、募集人は設計書やパンフレットを使って契約内容について説明した。個人年金 保険料税制適格特約が付加されたプランを含む複数のプランを提示したところ、申立人は 同特約が付加されていないプランを選んだ。
- (2) 同特約が付加されていないことは、毎年送付している控除証明書から確認できた。
- (3)申立人は、契約した年の年末に、個人年金保険料控除を受けられていないことを認識していたが、それから12年間、当社に特段の申し出をしていなかった。

# <裁定の概要>

## 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。なお、募集人は既に退職しており、協力を得られず、事情聴取を実施できなかった。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が個人年金保険料税制適格特約について説明しなかったとは認められないことから、損害賠償を認めることはできないが、申立人が個人年金保険料控除の適用を希望していたことが明らかな一方で同特約を付加しないプランを選んだ理由も不明瞭であるところ、紛争の早期解決の観点から、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。